

歌語「藤衣」の表現とその展開

小倉 久美子

はじめに

『万葉集』最終歌から『古今和歌集』編纂までの約百五〇年間、宮都が変わり新たな制度が生まれるなど、政治や文化が大きく様変わりしたことは今更いうまでもない。当然、人々の暮らしに根差す衣もその形が変わり、新しい歌の表現も試みられるようになる。

たとえば「たらちね」は上代では母にかかる言葉であるが、平安時代になると実態は依然として母であつても、言葉としては母ではなく親にかかるようになる。むろんあくまでも現存する和歌の用例のなかでの違いであるが、平安貴族の生活文化が上代と異なつていくなかで、目新しい表現が模索されたことは想像に難くないだろう。そうしたとき、いかに上代を享受し、いかに新たな表現を試みるのか。歌は必ずしも実態をそのまま詠むものではないにせよ、用法の変化には何かしらの理由があるはずであろう。

そこで本稿は、藤衣という歌語を検討の材料として、この問題に取り組んでみたい。藤衣は万葉歌に海人が着る衣として詠まれるが、平安時代からは喪服の意としても和歌に用いられるようになる。同

じ言葉が時期によって用法を異にするという顕著な事例にあたるため、歌語の用法の展開を探るのに有効であると考えられる。

歌言葉を解く代表的な辞典では、藤衣はつぎのように説明される。

『角川古語大辞典』

①藤の皮の繊維で織った衣服。丈夫なので庶民の労働着や僧の衣などに用いられた。……。

②歌語。喪服。喪にこもる期間は、粗衣粗食の生活をするこゝになつていたので、貴族たちも①を着たことによる。平安以降、喪服の総称に用いる。……。

久保田淳ほか編『歌ことば歌枕大辞典』寺島恒世氏執筆担当

藤の皮などの繊維で織った布で仕立てられた衣。織り目が粗く、粗末な衣として詠まれる。また、喪服の意を表す。……平安時代からは喪服の意として用いる例が増える。……。

片桐洋一『歌枕歌ことば辞典増訂版』

藤のつるの皮の繊維などで織った目のあらい粗末な布をいったが、転じて喪服のことをいうようになった。……喪服をいう後者の例は平安時代以後に限られているようである……。

以上のように藤衣は、藤などの繊維を素材とする衣であり、織り目のあらい粗末なものとして認識されている。しかしその評価は果たして妥当なのだろうか。改めて検証してみたい。

さらに用法の変化についても、平安時代以降としつつもいつから藤衣が喪服として詠まれるようになったのかはつきりしない。ただし内尾久美氏¹⁾によれば、それは『古今和歌集』以後のこととされており、妥当であると考えられる。

ではなぜ『古今和歌集』以後になると喪服を指すようになるのだろうか。藤衣と同じく喪服の表現として中古からあらわれる歌語に墨染があるが、こちらは喪服の色相の変化によって生まれた言葉であるとされる²⁾。しかし後に詳しく述べることになるが、六国史や儀式書などを探しても、喪服の素材として藤の繊維が用いられた形跡は見当たらない。藤衣は平安貴族が実際に着用したという裏付けもなく、あくまでも歌の世界でしか喪服の用例がみられないのである。なぜ藤衣が喪服として歌に詠まれるようになるのか、墨染との違いはどこにあるのか、合わせて検討していきたい。

一 素材の問題

(一) 藤と葛の関係について

藤と葛は混同して用いられることがしばしばある。そのため藤衣の検討に入る前に、まずは藤の衣と葛の衣との関係性について検討しておきたい。

柳田國男氏はつぎのように述べている³⁾。

フヂは原來は葛類全体の総称であつて、必ずしも紫の花を垂れて咲く藤一種には限つて居なかつた。人も知る如く河内の葛井寺はフヂキテラと読んで居る。昔の藤布の中には紫の藤で無く、たとへば貴人の喪服にも用ゐられたといふ藤衣などは、或は又別種の葛の繊維を以て織つたものだつたかも知れない。

(明治四十四年六月筆)

このように蔓性植物の広義として藤の語が用いられることがあるため注意が必要である。前述した辞典で「藤の皮などの」や「藤のつるの皮の繊維など」のように「など」が付されているのはそのためであろう。

しかし和歌の表現という点はどうか。歌言葉は社会の共通認識のもとに成り立っており、ときには現実から乖離した表現が用いられることもある。実際、衣の表現に限っていえば、藤と葛とは使い分けがなされているように見てとれる。

『万葉集』では、藤衣が二首(巻三の四一三番歌、巻十二の二九

七一(番歌)みられるが、いずれも塩を焼く海人が着ている。一方の葛には葛衣や葛布といった用語はみられない。「劔太刀鞘ゆ入野に葛引く吾妹ま袖もち着せてむとかも夏草刈るも」(巻七の一七二二番歌)、「をみなへし生ふる沢辺のま葛原いつかも繰りて我が衣に着む」(巻七の二三四六番歌)、「ほととぎす鳴く声聞くや卯の花の咲き散る岡に葛引く娘子」(巻十の一九四二番歌)のように、葛を衣にするために素材を採取している段階が詠まれるのみである。衣の素材が歌われること自体がそれほど多くないなかで、それぞれ顕著な違いが表れているように思われる。

平安時代以降の用例をみても、やはり葛衣という歌言葉は出てこない。それどころか、葛を採取する様子を詠むこともなくなり、もっぱら葛の葉裏に注目が集まっている。現実的には平安貴族も葛の繊維で織られた布を目にする機会があつた⁴だろうが、こと和歌の表現においてはみられないのである。

ところで外村吉之介氏は『葛布帖』のなかで、葛布の語義ついて①藤衣と呼ばれている藤布、②藤布と呼ばれている葛布、③葛布と呼ばれる葛布の三つに分けて整理されている。そのうちの②は本稿と関わるので考察を加えたい。

外村氏の論考は史料を通時代的に横断するため、古代に限っていないわけではない点を考慮に入れなければならないが、②の実例のなかに中古の文学作品も交るためひとまず引用したい⁵。

〔大和本草〕『百草露』の引用は省略)

だから「拾遺集」に「藤原道新信朝臣、恒徳公の服ぬぎ侍るとて、限りあればけふぬぎすてつ藤衣はてなきものは涙なりけり」とあるのは、道信が父為光(恒徳公)の喪に服して着てゐた葛布の服をぬぎかねた歌であり、「源氏物語」柿の巻に「涙を落しつ、見奉る。黒き御車の中にて、藤の袂に窶れたまへば」とあるのは亡き人の後を弔う際の葛布の装束を指したものである。大伴宿持は「わぎもこがきる藤衣白妙に咲るかきねの卯の花やこれ」と歌つてゐるが、藤の布で作つた衣ではこの風情はない。「杜詩」に「細葛含風軟」とある様に、葛布の柔かさこそ可憐な卯の花を想はしめる風情豊かである。

『拾遺和歌集』『源氏物語』および大伴宿持の歌を引用して、これらの藤衣は葛の繊維で織られたものであると推測している。ここにいう「大伴宿持」はおそらく大伴家持の誤植であろう。ただしこの歌は『万葉集』も含めた現存する歌集にみられず、類歌が『家持集』に収められているのみである。

しかも『家持集』の歌では「わぎもこがきるなつごろもしろたへにさけるかきねのうのはなやとき」(七四番歌)とあり、藤衣ではなく夏衣となっている。『家持集』の写本として評価の高い時雨亭

文庫本・西本願寺本・書陵部本のいずれもが「なつごろも」として
いることからも、この用例は外村氏の誤認であると考えられる。と
すると残るは『拾遺和歌集』藤衣と『源氏物語』藤の袂の用例とな
るわけであるが、いずれもそれが葛製であるという積極的な証拠に
ならない。

以上のように、現実には藤も葛も衣の素材として用いられていた
が、和歌の世界ではある程度の差別化をして用いていると考えられ
る。それは藤衣という歌言葉がもつイメージが固定化していたとも
いえるだろう。葛衣という語がみられないのは、藤衣たるゆえんが
あると考えられる。

ちなみに中国の文献について管見の限りでは、葛衣・葛巾・葛衫・
葛帯・葛経など葛の繊維でできた服飾の類語が散見する一方で、藤
については晩唐の詩人である貫休の古意九首に「箬屋開_二地炉_一、翠
墻掛_二藤衣_一。」（全唐詩第八二六卷第二〇首）とあるくらいであった。

この漢詩は、隱遁者が過ごす苫屋の壁に藤衣をかける様子をつ
たもので、わびしい暮らしの象徴物として藤衣がでてくる。日本で
も『今昔物語集』（巻第十一・役優婆塞誦持呪駈鬼神語第三）の役
行者にまつわる話に「年来葛木ノ山ニ住テ、藤ノ皮ヲ以テ着物トシ、
松ノ葉ヲ食物トシテ、四十余年彼ノ山ノ中ノ岨居給ヘリ。」とあり、
平安時代も終わり頃になると同じように隱遁者が着る藤の表現がみ
られるようである。

（二）素材による尊卑について

藤衣が、織り目のあらい粗末なものとして認識されてきたのは、
万葉歌の影響が大きいと思われる。『万葉集』には藤衣が二首詠ま
れている。それは「須磨の海人の塩焼く衣の藤衣間遠にしあればい
まだ着馴れず」（巻三の四一三番歌）と、「大君の塩焼く海人の藤衣
なれはすれどもいやめづらしも」（巻十二の二九七一番歌）とであり、
いずれも藤衣が着慣れて身に馴染むようになる様子を男女の仲にた
とえている。なかでも四一三番歌は「間遠にしあれば」と藤衣の目
が粗いことを詠んでおり、題詞に宴吟の歌とある点も興味深い。

この二首をみると、藤衣が目の粗い衣で、塩焼きの海人が着るよ
うな労働着であると認識されてきたのも納得できる。さらに、平安
時代には「伊勢の海の塩焼く海人の藤衣なるとはすれど逢はぬ君
哉」（『後撰和歌集』雑三・七四四番歌）や、「朝な朝な塩焼くあま
の藤衣なるとなすれどあかぬ恋かな」（『伊勢集』三八六番歌）のよ
うに、「塩焼く海人の藤衣」という言葉が享受されている。

中世の歌学書『八雲御抄』（巻第六）においても、「第四に古歌を
とる事」のなかで「須まのあまのしほやきぎぬのふぢ衣まどほにし
あればいまだきなれず。これを、塩やくあまのふぢ衣とは、さなが
ら歌をとるやうとしもなくとれり。」とあり、「塩焼く海人の藤衣」
が常套化していた事実がうかがえる。このように平安時代以降も藤

衣が塩焼き海人の着る衣として和歌に詠まれ続けるのである。

ただし、藤でできた衣のすべてが粗末なものとして評価されていたのか、もう少し慎重に考える必要がある。というのも、『古事記』

（中巻・応神天皇）に、伊豆志袁登売神をめぐって秋山之下水丈夫と春山之霞丈夫の兄弟が争う話がある。そのなかで春山之霞丈夫の母が「布遲葛を取りて」衣や弓矢などを作り、それらを身に着けて家を訪ねると「其の衣服と弓矢と、悉く藤の花と成りき。」という記述がある。ここに出てくる「布遲葛」によってできた衣は粗末なものではなく、むしろ春山之霞丈夫を勝利に導くことになる。むしろ春春を象徴する植物として藤が選ばれたのだから、数多ある春の花のなかで藤が選ばれて語られていることに留意したい。

衣の素材は、動物性を上等なものとして、対して植物性を下に位置付けて説明されることが一般的である。『万葉集』をみても、山上憶良が詠んだ「老身に病を重ね、経年辛苦し、さらに児等を思ふ歌七首」のなかに「富人の家の子どもの着る身なみ腐し捨つらむ絹綿らはも」（巻五の九〇〇番歌）と「荒栲の布衣をだに着せかてにかくや嘆かむ為むすべをなみ」（九〇一番歌）という対になる歌がある。前者は裕福な子どもが絹や綿の衣さえも持て余している様子を、それと対比するように自身の子どもには荒栲の衣さえも着せることができない嘆きが詠まれており、動物性繊維（絹・綿）と植物性繊維（荒栲）とが貧富の格差を象徴している。

ところが、その一方で『万葉集』にはつぎのような歌もみられる。

みどり子の 若子髪には たらちし 母に抱かえ ひむつきの
稚児が髪には 木綿肩衣 純裏に縫ひ着 頸つきの 童髪には
結びはたの 袖つけ衣 着し我れを 丹よれる 子らがよちには
蜷の腸 か黒し髪を ま櫛持ち ここにかき垂れ 取り束ね
上げて巻きみ 解き乱り 童になしみ さ丹つかふ 色になつ
ける 紫の 大綾の衣 住吉の 遠里小野の ま榛持ち にはほ
し衣に 高麗錦 紐に縫ひつけ 刺部重部 なみ重ね着て 打麻
やし 麻続の子ら あり衣の 財の子らが 打ちし栲 延へて
織る布 日さらしの 麻手作りを 信巾裳なす 脛裳に取らし
稲置娘子が 妻どふと 我れにおこせし 彼方の 二綾下沓 飛
ぶ鳥 明日香壮士が 長雨禁へ 縫ひし黒沓 さし履きて 庭に
たたずみ（後略）

これは竹取の翁が詠んだとされる長歌（巻十六の三七九一番歌）の一部である。翁が出生から青年にかけていかに華やかな生活をおくっていたのかが服飾をたとえに表現されている。詠み込まれているものは傍線部を付けた通りであるが、綾や錦といった動物性のもものだけでなく、木綿や麻、栲といった植物性のももの同格に扱われている。それらは「打ちし栲」や「日さらしの麻手作り」といつ

たように手間暇をかけて作られたものようである。

さらに、『正倉院文書』（正集四）の「安拝常麻呂解」には、天平七年（七三五）八月二十八日に夜盗によって失われた安拝常麻呂の持ち物が記されている。そのなかには「麻朝服一領」と「葛布半臂一領」とがみられ、奈良時代の官人が麻製の朝服と葛布でできた半臂とを所持していたことがわかる。植物性繊維は朝廷へ出仕するさいに着用する官服にも使用されていたのである。

以上のように、古代において植物性素材は粗末なものばかりではなかったことがわかる。動物性のものが上等であったことは事実であるが、手間をかけて丁寧に作られた栲や麻の衣が絹などと同等に扱われる場合もあったと考えてよいだろう。

ただし、そうした植物性素材のなかに藤はでてこない。それどころか『万葉集』には「俗の語に云はく、藤を以て錦に続くといふ。」（巻十七の三九六七番歌の序文）とある。これは大伴家持からの消息を受けた大伴池主の返事であり、自身の歌を藤に家持の歌を錦にたとえて謙遜している。それを受けた家持の返答も「ここに藤を以て錦を続くの言を辱みし、更に石を将ちて瓊に間ふる詠を題す。」（三九六九番歌の序文）とあり、藤Ⅱ石Ⅱ自分の歌↓錦Ⅱ瓊Ⅱ相手の歌という対照的な表現になっている。

このように奈良時代の社会において藤は、劣ったものとして玉石の石と同格に扱われている。同じ植物性素材でも栲や麻のよう

に、上等なものとしてはみなされていなかったと考えられるだろう。先に述べた『古事記』のように春を象徴する花として藤が尊重されてはいただろうが、衣となったときにはそのような尊さがみられず、粗末なもの代表格として認識されていたと考えられる。

二 用法の変化の問題

（一）喪服を表すようになる時期について

前述したように、喪服として藤衣の語が用いられるのは『古今和歌集』が初見である。それはつぎのとおりである。

巻五・秋歌下（三〇七番歌）

題しらず

よみ人しらず

穂にも出でぬ山田を守ると藤衣稲葉の露に濡れぬ日はなし

巻十三・恋歌三（六五四番歌）

橘清樹が忍びにあひ知れりける女のもとよりおこせたりける

よみ人しらず

思ふどち一人一人が恋死なば誰によそへて藤衣着む

卷十六・哀傷歌（八四一番歌）

父がおもひにてよめる

壬生忠岑

藤衣はつるる糸はわび人の涙の玉の緒とぞなりける

卷十九・雑躰歌（一〇〇二番歌）

古歌奉りし時の目録の序の長歌 紀貫之

……藤衣 織れる心も 八千種の 言の葉ごとに すべらきの

仰せかしこみ 卷々の 中に尽くすと……

全部で四首みられるが、それぞれ巻が異なっており、意外なことに哀傷歌は忠岑の一首（八四一番歌）だけである。ただし、一〇〇二番歌の「藤衣織れる心」は哀傷歌のことを指しており、六五四番歌も恋歌ではあるが喪服の表現として藤衣の語が用いられている。

唯一の例外が三〇七番歌で、この場合の藤衣は喪服ではなく労働着を指している。海人が着る衣以外での労働着の用例は非常に珍しく、喪服の用法と同様に『古今和歌集』からみられる用法である。

類歌にあたる『猿丸集』（四三番歌）では「忍びたる女のもとに秋の頃ほひ」という題がつけられ、「穂に出でぬ山田の守ると唐衣稲葉の露に濡れぬ日はなし」となっている。すなわち藤衣が唐衣となつて所収されているのである。享受の過程で用語が揺れていることから、藤衣の用法としては定着していないことがわかる。

ではなぜ田の守り人が藤衣を着るといふ表現が生まれたのだろうか。内尾久美氏の研究によれば、藤衣とともに詠みこまれる語にはいくつかの型があり、そのうち顕著にみられるのが「涙」であるとする⁹⁾。これを踏まえて考えるならば、三〇七番歌も理解できよう。なぜなら秋の田を守る歌のなかには「露」という語で守人自身の「涙」を詠むことが多いためである¹⁰⁾。三〇七番歌も「露」（涙）の縁語として藤衣が詠まれたと考えられる。

以上のように、『古今和歌集』には喪服としての藤衣が三首みられ、その歌人は『古今和歌集』撰者二名と詠み人知らずであった。しかし残念ながら、それらの歌がいつごろ詠まれたのか詞書からは判然としない。そこで、おおよその詠まれた時期がわかる歌のなかで、比較的古い歌を順番に挙げていきたい。

① 藤衣織り着る糸は水なれや濡れはまされどかわくまもなし

（『貫之集』 七六六番歌）

② 一重だに着るは悲しき藤衣重なる秋を思ひやらなん

（『兼輔集』 一二一番歌）

一重だに着るは悲しき藤衣重なる秋を思ひやらなん

（『貫之集』 七六九番歌）

③ 君なくて立朝霧は藤衣池さへ着るぞ悲しかりける

（『敦忠集』 九番歌・『拾遺和歌集』 一二八八番歌）

①は『貫之集』書陵部本に「春宮かくれ給へるよしよめる」と詞書がある。これによって醍醐天皇の皇太子である保明親王の崩御(延喜二三年(九二三)三月二日)に関わる歌と推察できる。

②はいずれも紀兼輔の歌。『兼輔集』の詞書は「帝の御服に親のを重ねてして、貫之が来りけるにのみてやる」、『貫之集』の詞書は「延長八年九月、京極中納言、諒闇のあひだに、母の服にて」とあり、どちらも醍醐天皇の崩御による諒闇中(延長八年(九三〇)九月二九日(承平元年(九三一)九月二九日)に、兼輔の母も亡くなったことで喪が重なった状態を詠んだことがわかる。

③は二つの歌集に重複してみられる藤原敦忠の歌。『敦忠集』の詞書には「醍醐の帝に遅れ奉りて」とあり、醍醐天皇の崩御に関わる歌であることがわかる。一方『拾遺和歌集』の詞書では「朱雀院の御四十九日の法事に、かの院の池の面に霧の立ちわたりて侍けるを見て」となり、朱雀太上天皇の四十九日法要(天曆六年(九五二)十月二日)に関わる歌として所収されている。しかし敦忠は天慶六年(九四三)に薨去しているため、朱雀崩御に関わる歌を詠むことができない。『敦忠集』にあるよう、醍醐崩御に関する歌とするのが妥当か。

以上のようにみると、喪服として藤衣の語が用いられるようになるのは、醍醐朝以降のことと考えられる。『古今和歌集』のな

かでも比較的新しい用法なのであろう。

では、醍醐朝において藤衣が喪服の表現として成立したのはなぜだろうか。『吏部王記』には醍醐天皇の葬送後のこととして「是日、孝子等暫脱^三商布衣^一、毎^二七日^一着^レ之、其間着^二鈍色布直衣^一。」という記述がある。すなわち醍醐の子どもたちは、葬日までは「商布衣」を着用し、葬送が終われば七日ごとの法要のときだけにそれを着て、それ以外の時には「鈍色布直衣」姿であったことがわかる。

ここにみえる鈍色の喪服は飛鳥・奈良時代には着用例がなく、醍醐朝以降になると古記録などにしばしばみられる。こうした喪服をめぐる動向が歌語「藤衣」の用法の変化に影響を及ぼしているのだろうか。それを確認するために、どのような素材が喪服に使用されているのかを探っていきたい。

(二) 喪服の素材について

『万葉集』をみると、高市皇子(持統一〇年(六九六)薨去)への殯宮挽歌のなかに「我が大君 皇子の御門を 神宮に 装ひまつりて 使はしし 御門の人も 白栲の 麻衣着て」(巻二の一九九番歌)とあり、麻製の喪服を着ていることがわかる。これが喪服の素材についてわかる初見記事にあたる。

「麤細、白色布服耳。」とあり、すでに八世紀段階で喪服は粗い織り目でなくとも構わないと考えられていた。すなわち、喪服が目細かい粗末な衣であることから藤などの繊維でつくられた、という理屈は成り立たないだろう。

以上のように、色相だけではなく、織り目の密度という点でも変遷をみることができた。ただし素材となる植物は麻（大麻と苧麻のいずれが用いられたのかは定かでない）の事例しか見いだせない。おそらく、喪服に藤の繊維を使うことは現実にはなされていなかったのではないだろうか。歌語「藤衣」の用法拡大により、喪服の表現方法のひとつにはなったが、だからといって藤の繊維で織られた衣を喪服として平安貴族たちが実際に着用していたことにはならないと考えられる。

(三) 藤衣と墨染の違いについて

ここまでの考察をひとまず整理しておく。

① 藤で作られた衣と葛のそれとを同一視する指摘があるが、和歌に限っていえば用法に混同がみられない。

② 上代の藤衣は塩焼きの海人が着るものとして詠まれる（喪服の用例はない）。そしてその表現は中古以降の和歌においても享受

される。

③ 植物性繊維のなかには動物性のもと同格に扱われる場合もある。ただし、藤の素材は奈良時代の社会において粗末なものとして広く認識されていた。

④ 喪服の表現として藤衣が用いられるようになったのは一〇世紀（醍醐朝以降）のことで、『古今和歌集』のなかでも比較的新しい用法であったと考えられる。

⑤ 藤衣が喪服の表現に用いられるようになる要因として、喪服そのものが変化したためではないかと想定し、飛鳥・奈良時代から平安時代中期までの喪服の素材がわかる史料を通覧したが、色相や織り目に違いがみられるものの、麻製であることに変わりがなかった。

というように、歌語「藤衣」の内実の解明を試みてきた。最期に残された問題は、なぜ藤衣が喪服を指すようになったのかである。それは喪服の素材として藤の繊維が使われるようになったから、といった理由でないことは先に述べた通りである。

『冠辞考』の「ふぢころも」の項に「或人おもへらく、…万葉卷十二の挽哥に、宮のとねりは、たへのほの、麻ぎぬきれば、とよみ、その外喪の時白袴の袖とよめるも多し、考徳紀の葬の制、令の義解・集解などにも、喪の衣の麻なる事見ゆる也、これらより見れば、古今集の喪に藤衣とよみたるも、實は麻衣なれど事をつよくい

はんとてのこと也けり、」とあるように、喪の状態を誇張するために実際は着ていない藤の衣をあたかも着ているかのように表現したのが歌語「藤衣」であったと考えるには一理ある。

一方で、喪服を表す歌語は藤衣のほかに墨染があり、藤衣よりも圧倒的に用例が豊富である。墨染は鈍色の歌語的表現であり、墨染衣・墨染袖・墨染袂・墨染色というように詠まれる。和歌のなかでも詠み込まれる言葉としては涙や露が多く、これは藤衣と共通している。さらに墨染は僧衣の表現としても用いられるが、実は藤衣も僧衣を表すことがある（『増基法師集』一二一番歌）。

では墨染にない藤衣の喪服としての表現の独自性はどんなところにあるのだろうか。それは糸が詠まれる点にあると考えられる。たとえば「藤衣はつる糸はわび人の涙の玉の緒とぞなりける」（『古今和歌集』哀傷歌・八四一番歌）といったように、藤衣からほつれ出た糸が涙を貫く緒となったと詠む。この歌は前述したように喪服としての藤衣を詠む初期の用例のひとつにあたるが、『拾遺和歌集』や『後拾遺和歌集』といった勅撰和歌集、『貫之集』や『兼輔集』、『元輔集』、『相如集』といった私家集の歌々のなかにも同じように藤衣の糸を詠む歌が散見される。

藤衣の糸が詠まれるのは、おそらくフヂゴロモのフチの響きによるのではないだろうか。衣の糸がほつれるのはフチからであるため、「藤衣―衣のフチ―フチからほつれる糸」と縁語の関係になっ

ていると考えられる。そのために「藤衣の糸」はあっても「墨染の糸」という表現がないのだろう。

藤衣は縁語が多用される歌語であって、たとえば「我さへに袖は露けき藤衣君おり立てきるときくには」（『本院侍従集』三三三番歌）のように「袖―藤衣―織る―裁つ―着る」が響き合い、さらには「降り立つ」と「織り裁つ」とが掛詞になっている。こうした技巧的な表現も可能になる。

以上のように、喪服の表現として藤衣が選ばれた理由は、ひとつには奈良時代以来の粗末な衣というイメージによって喪の状態を誇張することができる点、もうひとつには縁語による巧みな表現ができる点が挙げられる。いずれも歌語「墨染」にはない要素である。

さらに藤衣は、喪服としてだけではなく新たな展開もみせることになる。たとえば「わび人の袂に君がうつりせば藤の花とぞ色は見えまし」（『後撰和歌集』哀傷歌・一四一七番歌）のように、喪服が藤の花のようにみえるという発想や、「山里をひとりながめてわが宿の藤の盛りをいかで聞きけむ」（『宇津保物語』国譲中）のように、喪服中の様子を藤が開花した姿にたとえる発想へとつながっていく。これらの発想はおそらく「みな人は花の衣になりぬなり苔のたもとよかはきだにせよ」（『古今和歌集』哀傷歌・八四七番歌）が根底にある。喪に関わる衣を花にたとえたこの歌を前提として、喪の状態を藤の花にたとえる表現が生まれたと考えられる。これもやはり

墨染にはみられない特徴といえよう。

おわりに

喪服は死者への追悼の意を示すために着られる。そしてその着用方法は平安時代になると多岐にわたり、服喪者の悲しみの度合いにもつながる問題となった。⁽¹⁵⁾

たとえば醍醐天皇は、延喜五年（九〇五）に年来行われていなかった錫紵という喪服を始めて着用している。⁽¹⁶⁾ さらに醍醐天皇の日記には、継母・藤原温子の崩御（延喜七年（九〇七））に対して本来ならば一日の服喪を行なうべきところを、自らの志により通常よりも長い期間にわたって喪服を着用したとある。⁽¹⁷⁾

このように、『古今和歌集』が編纂された一〇世紀初頭、醍醐天皇自身によって喪服による悲しみの可視化が積極的になされている。これと軌を一にして、和歌の世界でも新たな喪服の表現方法が模索され、生まれたのが歌語「藤衣」であったのではないか。

従来、言われているように『古今和歌集』は当代和歌の規範として編纂された歌集である。そこに喪服の表現として藤衣がみえる意義は大きいだろう。まして、紀貫之は一〇〇二番歌において哀傷歌全般を指して「藤衣織れる心」と詠んでいる。『古今和歌集』によっ

て喪服の表現として認知された藤衣が、悲しみを表現する言葉のひとつとして墨染とともに定着していくのも当然の帰結であろう。

ただし藤衣の詠歌には、上代以来の粗末な衣というイメージが背景にあることも、本稿において指摘した。上代から中古へと、歌語が享受されていく過程を、藤衣というひとつの言葉に限ってではあるが、明らかにすることができたと思う。

以上、諸賢のご批判を賜われれば幸いである。

注

- (1) 内尾久美「藤衣考（附麻衣）」『実践文学』二三号、一九六四年。
- (2) 増田美子『日本喪服史【古代篇】』源流社、二〇〇二年。
- (3) 柳田国男「木綿以前の事」『柳田国男全集第九卷』筑摩書房、一九九八年、四四〇頁。
- (4) たとえば古記録では、一宮童相撲で相撲長の三人が「葛衣」を着用している（『御堂関白記』寛弘三年（一〇〇六）八月十七日）ことや、御堂御八講で纏頭として「葛布十端」が給われている（『中右記』康和四年（一一〇二）十二月一日）ことがうかがえる。
- (5) 外村吉之介『葛布帖』求龍堂、一九八〇年、二頁～三頁。
- (6) 島田良二『家持集全釈』私家集全釈叢書、風間書房、二〇〇三年。
- (7) 丹後地方にはスマブクロという藤布製の袋が現存している（京都

府丹後郷土資料館にて実見)。これは山間地域では米を運ぶのに、海岸地域では水切れのよさから海藻入れとして重宝されたもので、大正末頃まで作られていたとのことである(京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会編『丹後の藤織り』二〇〇七年)。「万葉集」の藤衣が単なる労働者としてではなく、海人の着衣に限ってみられるのは、あるいは理に適った用途であったのかもしれない。

(8) 麻と藤の違いとして、前者が栽培植物なのに対して後者が採取植物である点も考慮したい。麻は絹とともに古くから繊維を取るために人工的に栽培されていたことが魏志『倭人伝』からもわかる。対して藤や葛は栽培する必要がなく野生種のもので採取する。大井川葛布織元の村井龍彦氏のご教示による。

(9) 注(一) 内尾氏論文、三七頁。

(10) 片桐洋一『古今和歌集全評釈(上)』講談社、一九九八年、一〇二四頁。

(11) 衣の素材用語の使い分けは非常に複雑で難解だが、木村紀子「古代衣料語彙とその歌言葉―麻と木綿をめぐって―」(『奈良大学紀要』二七、一九九九年)は語学研究から解明を試みられている。

(12) 顕昭著『古今集注』(文治元年(一一八五)成立)には『古今和歌集』八四一番歌の注として「教長卿云、フチ衣トハ服(ブク)ヲイフ。近代クロキイロキタルヲ服トイフハ、シカアラザルコトナリ。コレヲバ心喪トゾフルクハイヘル。凶服ト西宮記ナドニカケルハ、藤シテ織ル布也。近代素服トゾ申メル。……藤衣ノ事ノゴト、シカルベシ。裁麻トテ麻布

ヲモ服ニハスルナリ。」とあり、十二世紀段階で九世紀に藤で織った喪服を着たと考えていたことがわかる。本論で述べたようにそれは事実と異なるが、歌学の世界ではそのように信じられていたという点には留意しておきたい。

(13) 『正倉院紀要』三四号、二〇一二年、一〇五頁。

(14) 類歌として「吾さへぞ袖は露けき藤衣君おりたちてきるぞとおもへば」(『玉葉和歌集』卷十七・二二三四番歌)がある。

(15) 喪服用による悲しみの表現行為については、小倉「日本古代における天皇服喪の実態と展開」(『日本歴史』七七三、二〇一二年)においても述べた。

(16) 「延木五年九月廿六日、右大将奏源惟時卒状、西四刻服錫紵。令云、凡天皇為本服二等以上親喪服錫紵云々。而年来不行、只不聞朝三日而已。此度為存令条、始行此服。伝聞、前代不必修之。」(『西宮記』臨時四・服喪装束・勸物)。

(17) 「延喜七年御記云、中宮崩、依繼母、雖可有日服、依有志、三ヶ日著錫紵者。」(『中右記』永久二年(一一一四)十月一日)。